

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

大金で購入した絵画が偽物と言われ…

Q

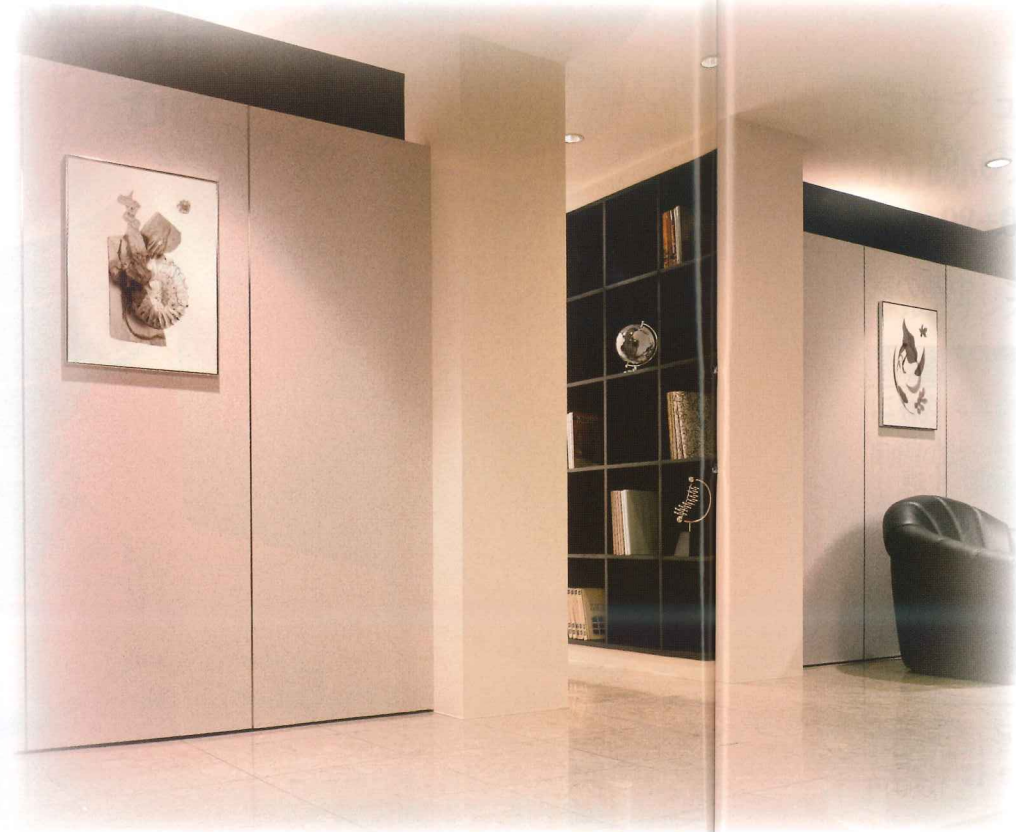
いったって個人的な、つまらない相談で恐縮です。
実は私は昔から絵や骨董品などの蒐集が趣味で、買い集めては、家内に愚痴を言われ続けてきました。10年前、たまたま銀座で素晴らしい絵に出合っって購入したのがきっかけで、そのギャラリーのオーナーと知り合い、以降ゴルフや飲食を共にするなど親しく付き合い合ってきました。
その彼は、私も名前を知る日本有数のコレクターと懇意にしていて、普通では手に入らない掘出し物が特別価格で入手できるとの触れ込みでした。まめに電話をくれ、私も現物を見て納得のうえ購入を続けていまし

民事事件として、お金が取り戻せるかどうかを考えます。本物に必要な鑑定書がなければ、取引の損害賠償を。

A

それはずいぶんとひどい目に遭われましたね。
絵や骨董品は道楽の類だし、専門家ではない素人は、結局は美術商を信用するしかないのですよね。また、ついた値段は一つの目安であり、趣味の世界なので、値段は当事者が決めるといっても過言ではありません。
さて、こうした案件に限らず、詐欺で告訴したいとの相談をよく受けますが、詐欺罪の立件はなかなか難しいということにはつきり申し上げておきたいと思っています。ことに相手はそこらの流しではなく、仮にも銀座で長年ギャラリーを営んでおられるのですから、そもそもが詐欺形態での商売では続くはずがなく、また、言った言わないは相手の受け取り方もあるので、録音でもしておればともかく、立証は難しいのです。
ですからここは民事事件として、お金が取り戻せるかについてお答えしたいと思います。
ルノワールは人気作家であり、偽作ではあるが非常によくできているので本物の10分の1の値

段で買うという取引もありえると思うのですが、ご相談者は真作であることを前提に購入されたのですよね。相手ももちろんそのことを熟知しており、その条件なくして取引はありえなかったということでのよろしいのですよね。
であれば、真作であることは取引の要素、つまり重要部分なので、取引は無効だとして、払ったお金を取り戻すことができず(民法95条)。もちろん無効なので、その絵は返さなければなりません。



ただ裁判所は芸術品の鑑定をする場ではないので、もめた時には究極真作か否かの判断まではできません。その場合には、美術品業界で必要とされる鑑定書がついているか否かが決め手になるかと思っています。相手はプロの美術商なので、あるべき鑑定書がないとしたら、ないことについての説明をしなければならず、それを信義則上の義務違反(不法行為。民法709条)だとして、支払ったお金は損害賠償金として取り戻すことができるかと思っています。

た。今となってはたまたま父親の遺産がまとまって入ったことも、災いしたと思っっています。
この度、金の用立てに迫られることがあり、以前彼から購入した明時代の小さな壺を売ろうとしたら、模造品でした。もともと真作だとすれば安価すぎたので、やっぱりという感じでしたが、急に心配になったのがルノワール作の絵です。去年、時価3億円はするが特別に3000万円と言われ、かなり

無理をして買ったのです。大金なので、折る思いで鑑定に出したら、よくできた偽作と言われました。
本人に問い詰めると、真作だと言っ譲りません。これまでの言動を問いただしても白を切られるし、長年の信頼を裏切られ騙され続けていたとの思いで、悔しくなりません。家内には愛想を尽かされるわ、詐欺で訴えたいくらいです。
どうしたらよいでしょうか。